

登校届(保護者記入)

旭市立

学校長

年 組

児童生徒氏名

分類	該当 疾患に✓	疾患名	出席停止の基準
第2種		百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎(おたふく風邪)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
		風しん	発疹が消失するまで
		水痘(水疱瘡)	すべての発疹が痂皮(かさぶた)化するまで
		咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第3種		溶連菌感染症	抗菌薬内服後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能
		手足口病	発熱や咽頭、口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が良ければ登校可能
		伝染性紅斑(りんご病)	発疹(りんご病)のみで全身状態が良ければ登校可能
		ヘルパンギーナ	発熱や咽頭、口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が良ければ登校可能
		マイコプラズマ肺炎	急性期は出席停止、全身状態がよければ登校可能
		ウイルス性胃腸炎(ノロ、ロタ、アデノなど)	嘔吐、下痢などの症状が軽快し、全身状態が良ければ登校可能

令和 年 月 日に発症し、 月 日に医療機関名「 」を受診し、
月 日に集団生活に支障がない状態と判断したので登校します。

令和 年 月 日

保護者氏名

※保護者の皆さまへ

学校は児童生徒が集団で生活をともにする場です。

感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろんのこと、一人一人の子どもが一日快適に生活できることが大切です。

学校内で多く見受けられる上記の感染症については、出席停止期間の基準を参考にかかりつけ医の診断に従い、「登校届」の記入及び提出をお願いします。なお、学校での集団生活に対応できる状態まで回復してから、登校するようご配慮ください。